

横浜市廃棄物を使用した試験研究に関する要綱の概要

1 趣旨

廃棄物を使用した試験研究を行おうとする者に事前に試験研究計画書の提出を求め、当該計画が適正な試験研究であるか審査を行います。

2 主な審査の基準

- ・ 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの（有価性の確認に係るものを含む。）であること
- ・ 試験研究の期間は試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間であり、取り扱う廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間に取り扱う量であること
- ・ 試験研究については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 又は第 12 条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと
- ・ 試験研究に使用する施設については、法第 8 条の 2 第 1 項各号又は第 15 条の 2 第 1 項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること

3 制定の経緯

現在、廃棄物を使用した試験研究にあたって、産業廃棄物については「産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領」、一般廃棄物については「廃棄物の処理実験に関する取扱い」に基づき、本市に試験研究の計画書の提出を受けていますが、手続きの手順や審査基準等に相違があります。横浜市廃棄物を使用した試験研究に関する要綱を制定することでこれらを共通化し、試験研究を実施する者の利便性の向上及び審査基準の明確化を図ります。

4 試験研究の実施に係る標準的な事務処理フロー

